

答申案の作成仕法について

総務課人事管理室

第1回行政改革推進委員会において「【資料No.1-3】村上市行政改革大綱後期実施計画（原案）に対する意見について」のとおり事務局から協議方法及び答申文のスタイルを提示させていただき、委員会において協議していただいた結果、集約した個別意見を基に会長、会長代行及び事務局にて答申文案を作成し、第2回行政改革推進委員会において作成した案を協議することに決定いたしました。

答申案について協議した結果、各委員の意見を集約したスタイル等に変更し、以下による作成仕法により「【資料No.1-1】村上市行政改革大綱後期実施計画（原案）について（答申）」のとおり答申案を作成いたしました。

1. 全体を通した意見・感想を基に答申の鏡文を作成しました。

↓

2. 各取組項目に対する意見は、その取組項目での意見をまとめ、調整して一文にしました。

↓

3. 一文にしたものは、改革項目毎の各種取り組みに対する意見としました。

なお、この意見は委員会の総意による統一した意見となります。

(※ 各委員意見のまとめ及び調整の過程については【資料No.1-2】参照)